海外情報

タイの税務行政と税制の概要

国税庁国際業務課（長期出張者）
佐藤　信也

◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。
本稿は、タイに派遣されている職員が同国の税務行政と税制の概要を簡潔に整理し、現地の最新の税制関連の動向を含めて解説されている。
なお、本稿の内容は、2014（平成26）年11月時点において著者が入手できた資料のうち、最新のものを基にしたものである。（平成27年1月30日税務大学校ホームページ掲載）
（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目　　次

Ⅰ　はじめに……250
Ⅱ　タイ国の概要……250
Ⅲ　税務行政の概要……252
　1　組織の概要……252
　2　税務行政の特徴……256
　3　税金の収受・徴収事務に関する特徴……259
　4　広報と租税教育活動……260
　5　国際税務……260
　6　職員の採用・人事評価……262
　7　職員研修制度……262
　8　歳入局の業績評価……263
Ⅳ　税制の概要……263
　1　個人所得税……263
　2　法人所得税……264
　3　石油所得税（石油所得税法で規定）……266
　4　付加価値税（VAT）……266
　5　特定事業税……266
　6　印紙税……266
　7　物品税（物品税局管轄）……267
　8　土地家屋税（地方税）……267
　9　地方開発税（地方税）……267
　10　看板税（地方税）……267
　11　加算税・延滞税……267
　12　その他（資産税制の改正動向）……267
Ⅴ　おわりに……268

Ⅰ　はじめに

本稿は、タイ税務当局のウェブサイト、税法及び通達、タイ税務職員から収集した情報を基に、タイの税務行政・税制について概要を示し、現地の最新の税制関連の動向を含めて説明を行ったものである。なお、本稿で使用されているデータ等は、特に断りがない限り、執筆時（2014 年 11 月）のものであり、文中における意見・コメント等は個人的な見解である。

Ⅱ　タイ国の概要

タイ国は現プーミポン・アドゥンラヤデート国王（ラマ 9 世王）（1946 年 6 月即位）を元首とする立憲君主制国家である。インドシナ半島の中央部に位置し、カンボジア、ラオス、ミャンマー、マレーシアの 4 か国と国境を接する。国土面積は 51 万 3,115 ㎢（日本の約 1.4 倍）で、人口は約 6,600 万人、国民

の約94%は仏教徒、約5%はイスラム教徒である。

主要産業は、自動車（関連部品を含む）、電気・電子産業、食料品、繊維などの輸出産業である。1980年代後半から、急速な円高・ドル安を背景とする日系企業を中心とした直接投資の流入があり、またこの時期に本格的に投資優遇措置が拡充されたこともあいまって、急速に工業化が進展した。自動車産業や電子機器産業では、大規模な産業集積が形成されており、タイ産業構造の大きな特徴となっている。

日系企業はバンコク近郊を中心に約7,700社進出しているといわれており、2011年の大洪水、2013－2014年の政治不安以降も増加傾向にある。2012年のインラック政権の最低賃金政策（全国一律300バーツ）による国内賃金上昇や労働者不足といった国内事情を背景に、近隣国への進出・移転の声も高まるが、今後も日系企業のタイ進出は増加すると見込まれている。タイ投資奨励委員会（Board of Investment；BOI）によれば、2013年の外国資本投資額に占める日本投資額の割合は、全体の約60%を占めており、他国を圧倒している状況である[(1)]。投資金額ベースでみると日系企業投資先事業は、自動車関連の金属・機械加工が大きな割合を占める。他方、近年、既に進出している日系企業向けのICT関連サービス、現地マーケットの拡大を期待しての流通・飲食業が増加している傾向にある。

経済成長は、1997年のアジア経済危機、2008年のリーマンショック、2011年の大洪水により落ち込む時期もあったが、その都度大きな回復をみせている。2013年は、洪水からの復旧・復興投資が一巡したことや、政府の自動車購入支援政策終了による反動などにより民間消費が低迷し、成長率は2.9%にとどまっている。また2014年は政治混乱の影響などにより、民間消費の回復が遅れていることを要因として1.0%と予測されている。

2014年5月22日の軍部による全権掌握（クーデター）以降、タイ政府は軍部の監督下にある。2013年11月から半年以上続いた反政府デモ活動を休止させ、また派閥間の武力衝突を回避するためにプラユット陸軍総司令官（当時）が軍事介入に踏み切ったわけであるが、国民からの支持率は今もなお高く、国内の混乱もほとんどない。プラユット氏はその後暫定政権を発足させ、民政復帰への国家改革を遂行している。

＜タイの経済成長の推移＞

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014（予測値）	2015（予測値）
実質経済成長率（%）	▲2.3	7.8	0.1	6.5	2.9	1.0	4.5
一人当たり名目GDP（US$）	3,943	4,740	5,115	5,390	5,675	－	－

（出所）IMF -World Economic Outlook Database、予測値はタイ経済社会開発委員会発表による。

＜タイの統治機構＞

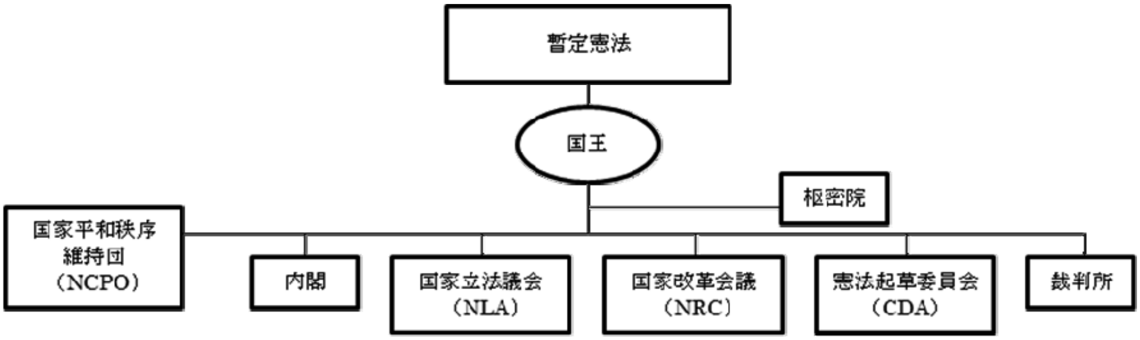

暫定憲法:2014 年 7 月 22 日　国王より下賜され、同日中に官報公示、施行。
国家平和秩序維持団（NCPO; National Council for Peace and Order）軍部 15 人以下で構成。
国家立法議会（NLA; National Legislative Assembly）立法及び条約締結の承認等を行う。
国家改革会議（NRC; National Reform Council）国家改革案の策定。憲法起草案の審議、承認を行う。
憲法起草委員会（CDA; The Constitution Drafting Assembly）憲法起草作業を行う。

Ⅲ　税務行政の概要

1　組織の概要

(1) 所掌範囲

タイの税務行政に関する組織としては、財務省内に税制全般の企画・立案を行う財政政策局（Fiscal policy office）、執行を担当する歳入局（Revenue Department）、物品税局（Excise Department）、関税局（Customs Department）がある。歳入局は所得税や付加価値税などの主要税目を管轄しており、国税収入の約 76%を担う中心的存在となっている。以下では、この歳入局の税務行政について述べる。

＜執行 3 局の管轄税目＞

<table>
<tr><td rowspan="8">国税</td><td rowspan="6">歳入局管轄</td><td rowspan="3">直接税</td><td>・個人所得税</td></tr>
<tr><td>・法人所得税</td></tr>
<tr><td>・石油所得税</td></tr>
<tr><td rowspan="5">間接税</td><td>・付加価値税</td></tr>
<tr><td>・特定事業税</td></tr>
<tr><td>・印紙税</td></tr>
<tr><td>物品税局管轄</td><td>・物品税</td></tr>
<tr><td>関税局管轄</td><td>・関税</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="3">地方税</td><td>・土地家屋税</td></tr>
<tr><td>・地方開発税</td></tr>
<tr><td>・看板税</td></tr>
</table>

＜税目別徴収額の推移と構成割合＞

（単位：百万バーツ）

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	構成比
歳入局	1,515,666	1,615,425	1,764,923	76.3%
個人所得税	236,339	265,933	299,079	12.9%
法人所得税	574,059	544,250	592,461	25.6%
石油所得税	81,444	150,447	113,291	4.9%
付加価値税	577,632	606,316	698,209	30.2%
特定事業税	35,614	38,032	48,836	2.1%
印紙税等	10,578	10,447	13,047	0.6%
物品税局	399,779	379,655	432,804	18.8%
関税局	102,887	118,943	113,390	4.9%
3局合計	2,018,332	2,114,023	2,311,117	100.0%

（注）「2013 年度」とは 2012 年 10 月 1 日から 2013 年 9 月 30 日までを指す。

（出典）タイ財務省

(2) 組織の変遷

1915 年　近代化政策を進めた国王ラマ 5 世の全国的な徴税組織の整備という構想の下、国王ラマ 6 世の指示により歳入局を設立（9 月 2 日開局）

1938 年　現国税法の原型である歳入法典が施行

1992 年　付加価値税導入、情報技術部局の創設などによる組織改編

1999 年　歳入局本局内に大規模法人調査部（Large Tax Payers' office；通称 LTO）の創設

2003 年　移転価格特別対策チームを LTO に設置

2005 年　ICT を導入した RD コールセンターの設置

2012 年　歳入局本局内にリスク･マネジメントセンターの創設

(3) 組織全体の概要

職員総数は合計 19,503 名（本局 1,787 名、地方局等職員 17,716 名。2010 年 5 月 4 日現在）。職員の約 8 割は女性といわれており、幹部職員も現在では女性が過半数を占めている。

＜本局・地方局等の概要＞

歳入局本局	税務行政を執行するための企画・立案や税法解釈の統一を行い、地方歳入局等を指導・監督する。また、大規模法人等の特定法人の調査も実施する。
地方歳入局（12 局）	地域統括税務署及び税務署の指導・監督、税務執行の企画・立案、訴訟処理、タックスルーリングや各種証明書の発行などを行う。
地域統括税務署（119 署）	税務署の指導・監督、税務調査、滞納整理、税務相談、還付処理などを行う。
税務署（850 署）	窓口での収受事務、徴収事務、税務相談を行う。また、小規模個人納税者調査を実施する。

＜職員数の内訳＞

事務系統	職員数（人）
総務・管理	2,120
人事・研修	172
会計・営繕	444
企画・政策	1,207
広報	17
情報技術	522
調査	4,731
徴収	8,496
法律	1,629
その他（幹部含む）	165
計	19,503

なお、事務系統と実際行う業務が相違する場合も多く、例えば、徴収系統であっても調査を専門に行う者が多い。

(4) 最高幹部

本局幹部は、局長、主席顧問 5 名及び次長 4 名が置かれている。任用及びそれぞれの役割は次表のとおりであるが、実際には局長以外に欠員が生じていることが多い。そのため、一人の次長が複数の役割を担当することもある。

＜最高幹部の任用及び役割＞

職　名	任　用	役　割
局長	内閣による指名	局内業務全般の監理・監督
主席顧問（5 名）	首相府からの任命	①業務改善、②情報技術、③課税ベース管理、④金融・銀行業、⑤エネルギー産業を各担当
次長（4 名）	財務省からの任命	①政策企画、②標準手続、③法律、④情報技術を各担当

(5) 組織図及び特徴的な部署

歳入局本局には 23 の部局室が設置されている。組織区分は原則として、調査、徴収、総務といった業務別の組織であり、税目別とはなっていない。実際に調査を実施する LTO や中央調査業務部を本局内に有しているのが最大の特徴である。

＜歳入局の組織図＞

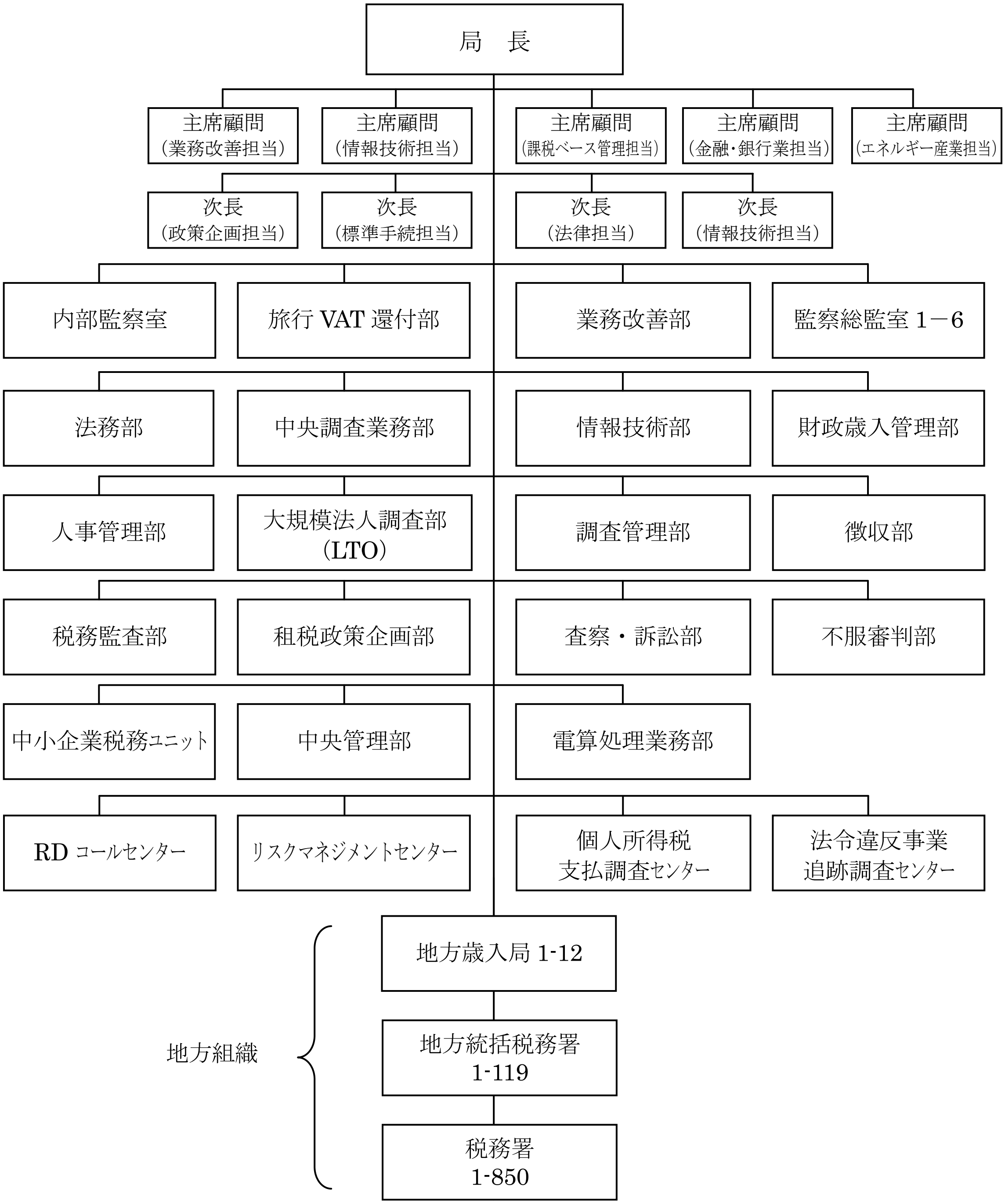

《大規模法人調査部（LTO）》; 1997 年のアジア通貨危機時の国家歳入の落ち込みを背景に、徴税強化目的として 1999 年に本局内に設置された。納税者側には相談・申告・納付といった一連の税務手続の窓口を一本化できるメリットがある。一定以上の売上金額の法人、銀行・石油業等の特定業種法人、地域統括会社等の特殊形態法人などを全 48 チーム

で管轄している。2003年には移転価格特別対策チームが設置され、その後事前確認（APA）専門チームも部内に設置されている(2)。所轄する法人の納付額は歳入局全体の約 50%を占める。

《旅行者 VAT 還付部》; 旅行者向けの付加価値税（VAT）還付業務の専担部署。国際空港各所で VAT 還付ブース設置・運営する。

《租税政策企画部》;政策企画課と国際業務課の 2 つからなる。政策企画課は、既存の法令・通達等の改正作業を担当する。財政局も税制の企画・立案を担当するが、その範囲は新法制定の際の制度設計に限られている。国際業務課は、国際課税に関する法整備、租税条約の締結や改定、他国との相互協議や情報交換などすべての国際業務を担当している。

《リスクマネジメントセンター》;コンプライアンス・リスクマネジメント（後述）の企画・立案を担当する。約 10 名。2012 年から開始されたこの取組を制度化し、組織内外に普及することを目的とする。

《法令違反事業追跡調査センター》;無申告事業者に関する業界動向を調査し、税のシステムに登録を促すための政策を企画･立案する。主に屋台・大衆レストラン等の現金商売、小物・アクセサリー販売、中古車販売を手掛ける個人事業者等が対象となる。

《中小企業税務ユニット》;中小企業の動向調査を行い、中小企業向けの政策を企画・立案すると同時に、そのような中小企業に税務に関する知識を普及させる。産業界では約 270 万社の中小企業が存在するといわれているなか、実際商業省への登録は 60 万社ほどしかなく、更にその内の 30 万社しか税金を納付していないといわれる(3)。

2　税務行政の特徴

(1) 申告に関する事務運営の特徴

歳入法典では、調査官に査定権限を与え納税告知書により通知する旨が定められているため、賦課課税制度と考えられるが、実際の運営は個人、法人ともに自主申告制度となっている。申告書が提出されると、各地域税務署で入力処理の上、歳入局電算処理業務部プロセッシングセンターにデータが集約される。集約されたデータは歳入局内外へサービスとして還元されていく。

電子申告の制度は早い時期から導入されており、その利用度は非常に高い状況にある。これは、早期還付や申告期限延長などの積極的な利用促進策によるものと考えられる。

＜主な税目の電子申告導入時期＞

税　目	導入年月
個人所得税（事業所得者）	2002 年 1 月
個人所得税（給与所得者）	2003 年 1 月
法人所得税	2003 年 5 月
源泉所得税	2002 年 1 月
付加価値税	2001 年 5 月

＜主要税目の申告件数及び電子申告の状況＞

	申告件数(件)《2013年分》	電子申告割合
個人所得税確定申告書（給与所得のみ）	8,078,223	82.6%
個人所得税確定申告書（給与所得以外）	2,390,184	46.4%
法人所得税確定申告書	481,490	18.8%
付加価値税申告書（毎月提出）	5,957,691	33.2%

(注)「2013 年分」とは 2013 年 10 月 1 日から 2014 年 9 月 30 日までに提出されたもの

(2) 納税者管理

個人については身分証明証番号、法人については会社の登記番号が納税者番号として利用されている。以前、納税者は歳入局へ登録を行い、納税者番号登録証書（TAX

IDカード）を受けることが義務付けられていたが、個人納税者番号については2006年2月、法人納税者番号については、2013年1月に廃止されている。なお、非居住者・外国法人については従来どおり、歳入局へ登録しTAX IDカードを取得する必要がある。これらの納税者番号をもとに、商業発展局や社会保障事務所などの政府機関とデータを共有し、納税者サービスの充実を図っていくことが発表されている。

(3) 納税者サービスに関する特徴

イ　税務相談

①RDコールセンター

歳入局は、2005年、税務相談の専門組織である電話相談センター（RDコールセンター）を歳入局本局ビルの近くに設置した。電話番号は統一番号で「1161」となっており、フリーコールではないが相談料金は無料である。納税者は自動音声に従ってダイヤルを選択し、音声案内による回答又は相談員にたどり着く。相談員は通常100名体制であり、英語での質問に対応する相談員も配置されている。

RDコールセンターはICTを積極的に活用している点で、近隣国から注目を浴びている。具体的には、ナレッジ・ベースと呼ばれる回答事例データベース（約9,000事例収蔵）を活用し、相談員による迅速な回答を可能としている。

電話以外にも、メール、ウェブチャットなどのインターネットを活用した相談サービスを提供している。ウェブ上に納税者の申告フォームを表示させ、納税者と相談員とが同じ画面を閲覧しながら、記入方法をサポートすることも可能となっている(4)。

なお、納税者は、相談に当たって名前や身分証明証番号などを明らかにする必要があり、匿名の相談は受け付けていない。

②Tax Clinic

2012年に財務省改革推進室指揮の下で開始されたプロジェクトで、「税の全ての問題がクリアになる」ことをコンセプトとした、歳入3局（歳入局、物品税局及び関税局）による合同ワンストップサービスである。新規事業者や中小企業者向けの税務案内を充実させ、税制度への確実な参加を促している(5)。

全国の歳入3局地方統括署内の268箇所に「Tax Clinic」支所を設置し、各税目の諸手続きの案内や専門相談員（1名）による面接相談を提供している。

ホームページも開設しており、①所轄署等の案内、②税目別ガイダンス、③事業別（製品別）ガイダンス、④各税目の様式ダウンロードサービス、⑤相談員との面接予約、⑥メールによる質問等のサービスを提供している。なかでも、事業別（製品別）ガイダンスでは、新規事業者や中小企業者向けに、業種毎に必要となる税務手続が詳細に記載されており、各メディアからも好評を得ている。なお、ホームページの情報はスマートフォン向けアプリでも配信されている。

③LTO Mobile

LTOは納税者をビジネスパートナーと位置付け、良好な信頼関係を構築する取組を実施している。その取組の一つとして「LTO Mobile」があり、法務専門、調査官、情報技術官で構成されるチームが、調査とは別に企業を訪問し、税務相談にあたっている。

この取組において、当局が行う「助言」の法的性格がしばしば問題となることから、現在この取組を発展させ、当局と当事者間の契約書を用いた、事前査定確認制度「Pre-Assessment Agreement scheme」の導入が検討されている。

ロ　電子情報サービス

2001 年「e-Revenue」構想の下に開設された歳入局のホームページは、アセアン経済共同体（Asean Economic Community ; AEC）の発足（2015 年末予定）を念頭に、近年、英語コンテンツが拡充されている。税法や手続案内をはじめ、租税条約締結状況やアセアン諸国の基本税制情報等が用意されている(6)。

また、ビジネスマッチング、取引促進、統計資料といった観点から、民間企業や他政府機関に対し、歳入局が保有する電子情報を提供するサービスも行われている。

登録手続を行えば、「e-Tax info」と呼ばれるメールニュースの配信や、SMS により所得税還付時期通知サービスを受けることも可能となっている。

＜主な電子情報提供サービス＞

サービス名称	内　容
Check TIN PIN Service	納税者番号が有効か否かを確認できる
VAT Service	取引の相手方が VAT 登録事業者か否かを確認できる
CIT Service	法人納税者の登録情報（業務内容等）を照会できる
Joint Service	外国法人等の情報を照会できる
TCL Service	歳入局の税目別徴税状況を確認できる

ハ　申告指導等のセミナー

本局及び地方歳入局において、個人、法人の納税者を対象に、申告指導を目的としたセミナーが定期的に開催されている。また、LTO による各法人形態別セミナーや特定業界に対するセミナー等も随時開催されている。2012 年以降、歳入局本局内の講堂において外国人納税者を対象とした英語による確定申告説明会が継続して行われている。

(4) 税務調査に関する事務運営の特徴

各地方統括税務署及び税務署がその管轄内の調査を担当するのが原則である。複数の管轄にまたがる場合には本局の中央調査業務部が調査を実施し、大規模納税者については LTO が調査を担当している。

イ　納税者管理及び調査選定

個人納税者（自営業の納税者に限る）、法人納税者ともに①Good taxpayer、②Monitored taxpayer、③Risky taxpayer の 3 種に分類される。事業の内容、過去調査状況、取引状況（クロスボーダー取引状況）、異常利益率・実効税率等により担当調査官が判定・区分する。大部分が①及び②に分類されるが、③の Risky taxpayer に分類された場合には、逐次状況がモニタリングされ、税務調査が検討されることとなる。

ロ　調査接触の態様区分

歳入局では、調査接触の態様を次の 7 つに分類しており、この内③～⑥を特に「税務調査（Tax Audit）」と呼んでいる。移転価格調査のような長期間に及ぶ調査もこの枠組みの中で実施される。

①税務申告書の分析；提出された税務申告書を分析した上で、非違事項の明らかな納税者に対して来署依頼し、修正を行うもの。

②事業者訪問調査；事業者への簡易な訪問調査。申告誤りが認められた場合には納税者に修正を求め、納税者が応じない場合には、⑤の税務調査に移行する。

③所得税・VAT 還付申請の税務調査；納税者が税金の還付申請を行った場合には、無条件に税務調査が行われる。

④着眼調査；VAT のみに着眼した税務調査

⑤Summons（召喚状）を用いた税務調

査；事業者訪問調査において納税者が修正申告等の勧奨に応じない場合には、召喚状を発行し、強大な権限で税務調査を進めることとなる。
⑥査察調査；歳入局長等が発行する令状に基づく強制調査。悪質な脱税が想定されるケースについて、押収・差押えを目的としたもの。

なお、召喚状を用いた調査の遡及期間は2年であるが、脱税の意図について確たる証拠のある場合や還付申請に対処するために必要と認められる場合には5年まで延長可能となっている。召喚状を用いない調査は、民法商典の規定により、国税の徴収権の消滅時効である 10 年まで遡及できる。

ハ　査察調査

本局の「査察・訴訟部」の指揮の下で、悪質な脱税及び脱税補助行為に対しての情報収集が実施されている。法務省の「特別捜査局（Department of Special Investigation)」や「不正資金洗浄対策室（Anti-money Laundering Office)」、「麻薬統制室（the Office of the Narcotics Control Board)」とも連携しており、情報交換を行っている。実際の査察調査は、歳入局長が発行する令状をもとに、本局中央調査業務部や地方統括税務署により実施され、その後刑事訴追案件は警察に通報、最終的には検察官へ引き継がれることとなる。

現在、税金詐欺に関与した者の資産を凍結する権限を歳入局に与える法律が整備中である。同法によれば脱税容疑者の全ての国内での金融取引を禁止させることもできるとされており、歳入局の査察調査に係る権限が一層強まることとなる。

ニ　コンプライアンス・リスクマネジメント

2012 年より、「リスクマネジメントセンター」主導で、欧米に倣った本格的なコンプライアンス・リスクマネジメント・プロジェクトが推進されている。前述のとおり、現在調査担当部署は、納税者をリスクに応じて3区分されているが、最終的な区分判定や対処方針決定は、各担当官の裁量によるところが大きく、透明性も不十分な状況にある。本プロジェクトでは、歳入局や他政府機関が保有するデータベースを活用し、これらの作業をよりシステマチックに行えるようする。また、制度化し対外公表することで、納税者へコンプライアンス向上を促す効果も期待される(7)。納税者の分析・区分手法の確立、調査選定ソフト開発等は既に完了しており、現在は歳入局職員や産業界へ本施策導入の周知、特定事業（ホテル業等）への試行を行っている。なお、効果を測るため、歳入局では初めてとなるタックスギャップ（潜在税収と実現税収の差）を算定することとしており、現在その手法研究が進められている。

3　税金の収受・徴収事務に関する特徴

税金収受に関しては、電子申告を通じてのオンライン納付（e-payment）や、ATM やインターネットバンキングによる納税が主流である。また、クレジットカードによる納付も可能であり、特に「Tax Smart Card」と呼ばれる納税専用クレジットカードの利用が推奨されている。

徴収事務に携わる職員は歳入局全体の 5%にも満たないとされるが、次のような ICT ツールの積極的な活用により効率的な事務運営が図られている。

①「Debt management システム」

2011 年に導入された徴税事務に係るメインシステム。滞納額のある納税者情報や銀行から提供を受けた滞納者に係る預金の入出金情報等を登録しており、随時閲覧可能となっている。また滞納者への督促状の

作成や、滞納者から提示された完納計画の登録が行える。

②「TCL（Transaction Control Log）システム」

申告納付及び還付に係る決済の動きをモニタリングするシステム。納税者が決済で利用した銀行口座などの情報も保存される。

4　広報と租税教育活動

記者発表、説明会の開催、パンフレット作成等を通じての広報活動は以前から活発に行われている。近年では、これらと合わせて ICT を活用した広報活動が目立つ。ホームページコンテンツの充実やスマートフォン向けアプリケーションの提供、フェイスブックやツイッター等の開設を通して、税務情報が発信されている。なお、2013 年に提供が開始されたアプリケーション「RD Smart Tax」では電子申告・納付が可能であり、多くの利用者が見込まれているため、今後の大きな広報手段になるものと考えられる(8)。

租税教育に関しては、歳入局の主催により様々な取組が実施されている。小中高生に対しては、音楽楽器寄付活動、音楽コンテスト、フォトセッション等のイベントが実施されており、これらを通じての税務の啓蒙活動が行われている。専門学校や大学生に対しては、租税講義や研修キャンプなどが提供されている。

5　国際税務

2015 年末に AEC が実現することにより、タイ国内の多国籍企業の活動がさらに増加していくものと考えられるが、こうした状況に対応するために、歳入局は国際税務環境を世界標準に整備することが求められている。現在は外国税額控除（直接税額控除のみ）と移転価格税制のみ運用されているが、どちらも十分な状況とはいえない。タックス・ヘイブン対策税制及び過少資本税制の検討や移転価格税制の見直し等が進められている(9)。

(1) 租税条約

2014 年 10 月現在、58 カ国・地域との租税条約が施行されている(10)。日本とは 1963 年に最初の条約締結がなされ、1990 年の改正（1991 年施行）を経て現在に至る。アセアン域内については、カンボジア以外の国と租税条約を既に締結している。

日タイ間の租税条約の概要は次表のとおりである。基本的には OECD モデル条約に沿った内容となっている。租税条約は所得の形態ごとに、締約国のどちらに課税権があるかを定めるものであるが、日タイ間では源泉地国に課税権を与えながら一定限度内に税率を抑える折衷方式となっている。

なお、退職年金条項が設けられておらず、例えば、タイに居住する日本人が日本国から受ける公的年金等は第 20 条（その他の所得条項）が適用されることとなる。

＜日タイ租税条約の主な概要＞

恒久的施設(PE)の定義	3ヶ月超の建設工事、6ヶ月超の人的役務提供、注文取得者などがPEに含まれている。
事業所得	恒久的施設に帰属する部分（不動産以外の賃貸を除く。）のみ源泉地国課税
不動産所得	源泉地国（所在地国）課税
キャピタルゲイン	源泉地国（所在地国）課税
利子所得	25%（金融機関は10%）の上限税率で源泉地国課税
配当所得	親子間は20%（産業投資奨励事業は15%）の上限税率で源泉地国課税が可能
使用料	15%の上限税率で源泉地国課税
給与所得	3つの条件（①180日以内の滞在、②支払者は非居住者、③滞在地企業が支払を負担しない。）により短期滞在者は課税免除
外国税額控除	日本法人は直接及び間接税額控除、タイ法人は直接税額控除のみ可能。また、日本法人はタイの投資奨励法に基づく減免税額について、みなし税額控除も可能。

(2) 情報交換ネットワーク

歳入局は租税条約に基づく情報交換ネットワークの拡大に意欲的に取り組んでおり、新条約の締結や改定作業を通じて、今日ではほぼ全ての租税条約が情報交換条項を有するに至っている。実際の情報交換事務や年に数回実施される情報交換ミーティングは租税政策企画部の国際業務課が担当している。情報交換ネットワークの活用促進のためには、国内関連法令等の整備が急務となっており、同課の下で作業が進められている。

外国口座税務コンプライアンス法（the Foreign Account Tax Compliance Act;米法）については、タイ米間で2014年内に政府間協定を締結する予定が発表されており、現在必要な法規制定手続や周知活動が行われている(11)。

(3) 移転価格税制

イ　法令上の措置

タイでは、日本とは異なり、移転価格税制固有の制度を法令上手当てしてはおらず、歳入法典に従来から規定されている低廉譲渡否認規定や高価買入否認規定といった内外無差別な一般規定のみを「移転価格税制」の法的根拠としている。したがって、国内取引にも適用可能であり、更に、特殊関連取引が要件とされていないという特徴がある。

また、一般的な還付申請手続（法定申告期限から3年以内）については規定されているものの、移転価格課税に係る対応的調整の明文規定は存在しない。

ロ　移転価格税制ガイドライン

歳入局は、2002年5月に移転価格税制に係るガイドラインを公表した(12)。ま

た、これに合わせ、LTO内に移転価格特別対策チームを設置し、本格的な移転価格調査を開始している。当ガイドラインでは、「市場価格」や「独立企業」の定義、独立企業間価格の算定手法、及び移転価格調査に備えて準備・保管すべき書類等が記載されている。

算定手法に関しては、OECDガイドラインに沿った独立企業間価格算定手法を容認しており、具体的には、基本三法（独立価格比準法、再販売価格基準法及び原価基準法）、利益分割法並びに取引単位営業利益法が採用されている。

ハ　事前確認ガイドライン

歳入局は、2010年4月「事前確認ガイドライン」をホームページ上で公表し、事前確認の対象取引や具体的な手続の内容を明確化した[(13)]。当ガイドラインでは、二国間による事前確認のみが認められている。

(4) 相互協議体制

移転価格税制（特に事前確認）の整備が進むのに合わせ、相互協議の体制が整備された。日タイ間相互協議は年に数回実施されており、事前確認が合意に達する事案も見受けられる。一般的にOECD加盟国と比べ、合意に至るまでの期間は長い傾向にある。

6　職員の採用・人事評価

(1) 職員採用

歳入局の職員は、一般的に国家公務員委員会が実施する共通試験と、歳入局が実施する職種別専門試験の2段階の試験を経て採用されることとなる。その他、歳入局が独自に採用する方法としては①外国大学の学士号取得や優等な成績などの特定条件で大学を卒業者した者の採用、②歳入局が実施する海外留学奨学金制度利用者の採用がある。さらに首相府が実施する幹部養成プログラムを通じて採用される場合もある。

(2) 人事評価

人事評価は、業績評価と能力・適性評価を組み合わせて相対評価で行われる。評価の比重は、業績評価が70%、能力・適性評価が30%となっている。業績評価では、業務の質、量、時間、費用効率及び結果などが考慮される。能力・適性評価では、企画力、創造力、リーダーシップ、チームワーク、責任感、判断力、自己鍛錬、行動などが考慮される。業績評価の項目については、各職員が前もって目標設定を行い、上司はその設定項目に基づき評価を行う。

7　職員研修制度

(1) 一般的な研修制度

歳入局本局の人材管理部研修課が歳入局全体の研修の企画・立案を担当している。日本の税務大学校のような研修を実施する機関は無い。研修内容に応じ関係部署のベテラン職員や外部業者が講師を担当している。歳入局の研修プログラムは①基礎能力プログラム、②リーダーシッププログラム、③戦略的強化プログラム、④言語能力開発プログラム、⑤スキル統合プログラム、⑥有能職員向けプログラムの6つ類型に応じて策定されているが、短期の座学研修やe-Learningを利用した自主学習がほとんどであり、能力開発の大部分がOJTに委ねられている。なお、幹部昇進向けの研修は、国家公務委員会や防衛大学といった他機関が実施している。

(2) High Potential Performance System (HiPPS)

2008年に若手職員育成プログラム、HiPPSが導入された。このプログラムは高い素質を持った若手職員を、質の高い、経験豊富な上級職員へ養成することを目的としており、歳入局内で1年以上3年以内の経験を有する職員が受験できる。国家公務

員委員会との取り決めにより、プログラム受講者は総職員数の1%以下（約190名以下）とされているが、実際の受講者は30～40名程度である。

HiPPSには、特別昇給、コーチング制度、施設訪問研修の充実といった様々な特徴があるが、最大の特徴は、概ね半年に1度行われる人事異動である。プログラム受講者は、約8年の間、将来の幹部候補生として幅広い業務に携わり、OJTを受けることになる。

8　歳入局の業績評価

公共セクター開発委員会（the Public Sector Development Commission；PSDC）により政府機関の評価制度が運営されている。評価対象単位は財務省であるため、本評価制度の下では、歳入局の主要な業務と一部の施策のみが評価対象とされている。

評価は、実績評価方式（成果を重視する方法）が採用されており、財務省やPSDCの査定を経て、事務年度ごとに収納税額目標、汚職防止達成率などの測定指標が設定される。測定は全て5段階評価あり、最終的にはこれらの加重平均値をもって歳入局の活動評価が行われ、公表されている(14)。

また、これとは別に、歳入局は独自で業務全般に渡る行動計画を策定の上、部内で業績評価を実施し、業務改善に役立てている。

Ⅳ　税制の概要

歳入局が所轄担当する国税に関する法律は「歳入法典」に規定されている（石油所得税を除く）。同様に、物品税局は各個別物品税法、関税局は関税法に規定されている。歳入法典自体は条文数が少なく、大枠のみ規定しているため、勅令（内閣により発せられ、課税減免措置等を定める）、財務省令・告示（法令の細則や、緊急の免税措置を定める）、歳入局通達・歳入局告示（法令解釈等、個別の事例に対応するために発行）等により補完されている。以下では各税目（関税を除く）の制度について概要を述べる。

1　個人所得税

(1) 個人所得税の概要

個人課税は暦年課税で行われ、翌年の3月末日（電子申告の場合は定められた延長期日）までに申告書を提出し、納付する。源泉徴収制度はあるが、年末調整はないため、全員申告する必要がある。なお、事業により所得を得ている者は6月30日に終了する半年間の中間申告が必要となる。

(2) 居住形態及び課税範囲

180日の滞在基準で居住者の判定が行われ、居住者については国内源泉所得及び国外源泉所得のうちタイに送金された所得が課税範囲となる。非居住者は国内源泉所得のみが課税範囲である。

(3) 課税所得

課税所得の種類は「給与所得（ストックオプション等を含む）」、「人的役務提供報酬」、「使用料」、「投資所得（利息・配当）」、「賃貸所得」、「専門家報酬」、「工事請負報酬」、「その他事業所得」の8つに分類される。

(4) 非課税所得

雇用に伴う出張旅費や日当手当、医療補助給付や生活保護、相続した財産、損害補償金や保険金などの特定の所得は非課税とされている。

(5) 所得計算

各所得金額について経費控除額を控除し、それらを合計した「総所得金額」を算出する。その後さらに「総所得金額」から所得控除額を控除し、「課税所得」を算出する。

《経費控除額》

給与所得控除（40%、60,000バーツ上限）、著作権料所得控除（40%、60,000バーツ上限）、賃貸所得控除（資産の種類に応じ15%

～30%）、それ以外の所得に係る経費控除（所得や事業の種類に応じ 30%～85%）がある。なお、事業性所得については、証拠提示を条件として経費の実額控除することもできる。

《所得控除額》

定額控除（30,000 バーツ）、配偶者控除（30,000 バーツ）、子女控除（1 子 15,000 バーツ、3 人まで）、教育控除（1 子 2,000 バーツ）、両親扶養控除（親 1 人あたり 30,000 バーツ）、障害者控除（1 人あたり 60,000 バーツ）、生命保険料控除（上限 100,000 バーツ）、退職積立基金控除（上限 500,000 バーツ）、社会保険料控除（上限 9,000 バーツ）、住宅取得控除（借入金利息 100,000 バーツまで）、寄付金控除（所得の 10%限度）等がある

（6）税率

「課税所得」に次表の累進税率を乗じた後、配当控除や源泉徴収税額を差し引いて、「納付税額」を算出する。なお、現在の所得税率については勅令に基づく軽減税率であり、2015 年度までとされている(15)。

＜所得税率表＞

年間課税所得（バーツ）	軽減税率	原則税率
～150,000	非課税	非課税
150,001～300,000	5%	10%
300,001～500,000	10%	
500,001～750,000	15%	20%
750,001～1,000,000	20%	
1,000,001～2,000,000	25%	30%
2,000,001～4,000,000	30%	
4,000,001～	35%	37%

（7）源泉分離課税制度

利子所得、配当所得、不動産譲渡所得及び退職所得については、上記の総合課税に代えて源泉分離課税を選択することが可能である。

（8）源泉徴収制度

給与所得、人的役務提供報酬、退職所得、使用料、投資所得（利子・配当）、賃貸料、資産譲渡、広告宣伝料などが対象となる。源泉徴収義務者は翌月 7 日までに月次申告のうえ、納付する。

2　法人所得税

（1）法人所得税の概要

法人所得税は申告納税方式が採用されており、納税者は決算日から 150 日以内に申告書を提出し、納付する。中間申告制度もあり、年間の予想利益の 2 分の 1 に基づいて中間納税額を計算し、上半期末から 2 カ月以内に中間申告書を提出する必要がある。上場企業や金融機関等の場合は実際の上半期利益に基づいて中間納税額を計算する。

（2）居住形態及び課税範囲

本店所在地基準で居住性が判定され、居住法人については全世界所得課税、非居住法人については、タイ国内源泉所得のみが課税範囲となる。

（3）所得計算

日本と同様の仕組みであり、「益金の額」から「損金の額」を差し引き、「課税所得」を算出する。主な調整項目は次のとおりである。

《経費に係る調整事項》

・減価償却費（法定の償却限度額以内は損金算入）
・貸倒損失（会計上回収不能なものは損金算入）
・準備金及び引当金繰入（原則不可）
・棚卸資産評価損（低価法に基づくものに損金算入）
・パートナー・株主等に対して支払う給与（公正妥当な範囲で損金算入）
・寄附金（課税所得の 2%を上限として、全額損金算入）

・交際費（売上又は資本金基準の限度額計算以内で損金算入）

《その他の主な調整項目》

・受取配当の益金不算入
・繰越欠損金（5 事業年度繰越可）
・資産評価益の益金不算入

（4）税率

「課税所得」に法人税率 20%を乗じて税額を算出し、外国税額や源泉所得税額を差し引き、納付税額を算出する。現在の税率については勅令に基づく軽減税率であり、2015 年度までとされている[16]。また、中小企業及び一部上場企業に対しても別途軽減税率の適用がある。

（5）源泉徴収制度

使用料、利子、配当、賃貸料、不動産譲渡、請負工事、広告料などに適用される。

（6）支店利益送金税

タイ国支店利益を国外に送金する場合には 10%の源泉課税となる。送金の日より 7 日以内に申告し、納付する。

（7）優遇税制

①地域統括本部（ROH）への優遇税制

周辺諸国の支店や関連企業に対してマネジメント及び技術的サービスを行う統括会社に対する租税減免等の優遇措置であり、現在は、2002 年に制定された旧法と 2010 年に制定された新法が併存している。

＜ROH の税務恩典＞

	2002 年版 ROH	2010 年版 ROH
法人所得税率	10%（無期限）	・海外から ROH に係る収入：免税（10 年又は 15 年※） ・国内から ROH に係る収入：10%（10 年又は 15 年※）
個人源泉所得	4 年間　一律 15%	8 年間　一律 15%
海外源泉所得	免税	免税
配当金	法人税及び源泉徴収税ともに免税（無期限）	法人税及び源泉徴収税ともに免税（10 年又は 15 年※）
関係会社からの利子収入	10%（無期限）	10%（10 年又は 15 年※）
関係会社からのロイヤルティ収入	10%（無期限）	10%（10 年又は 15 年※）

※　設立から10年間に計上した費用総額が1億5,000万バーツを超える場合5年延長が認められる。

②投資優遇税制

タイ投資委員会（BOI）がプロジェクト単位に認可を与える方式で、最高 8 年の法人所得税免除などの恩典がある。概要は次表のとおりであり、事業地域ごとに各種恩典が設定されている（ゾーン制）。近年、この設定が投資誘致計画の障害となるケースが散見されているとされ、本制度の抜本的見直しが進められている。新投資奨励策では、ゾーン制の廃止、業種別恩典設定、対象業種の削減などの方針が掲げられている[17]。

＜BOI 投資奨励ゾーン別税務恩典＞

<table>
<tr><th colspan="2">事業地域</th><th>法人所得税免除期間</th><th>その他の主な恩恵</th></tr>
<tr><td>第 1
ゾーン</td><td>バンコク首都圏 6 県</td><td>3 年間
（工業団地以外は免除なし）</td><td rowspan="3">・機械輸入関税の 50%減免
（第 3 ゾーンは全額免除）
・輸出用製品の原材料に係る輸入関税免除</td></tr>
<tr><td>第 2
ゾーン</td><td>首都圏周辺等 12 県</td><td>7 年間
（工業団地以外は 3 年間）</td></tr>
<tr><td>第 3
ゾーン</td><td>その他 58 県</td><td>8 年間</td></tr>
</table>

３　石油所得税（石油所得税法で規定）

認可石油会社が石油事業から得た所得について課税される。石油所得税を課される所得については法人所得税等が免除される。石油事業による年間純利益に対し、50%の税率を乗じて納付税額を算出する。決算日から 5 か月以内に申告し、納付する。

４　付加価値税（VAT）

（1）付加価値税の概要

VAT 登録事業者が行う物品の販売、サービスの提供及び輸入に課される税である。タックスインボイス方式に基づき、売上 VAT 額から仕入 VAT 額を控除することにより税額を算出する。

事業者は税抜表示で取引を行っているが、小売店やレストラン等の消費者向けは総額表示が主流となっている。

現在の税率は 7.0%（国税 6.3%、地方税 0.7%）であるが、これは勅令に基づく軽減税率である。期間は一応 2016 年 9 月 30 日までとなっているが、経済状況に応じて段階的に原則の 10.0%（国税 9.0%、地方税 1.0%）へ戻すことが検討されている。

（2）非課税事業者・非課税取引

年間課税売上高 180 万バーツ以下の事業者は非課税事業者となる。また、農作物等の販売、新聞・雑誌の販売、教育・芸術・文化サービス、医療サービス、専門的自由職業、雇用契約に基づく役務提供、不動産賃貸などの取引は非課税取引となる。

（3）免税（0%税率）取引

輸出や国外で使用される役務、国際運輸サービス、保税及び免税地域内取引などは免税取引となる。

（4）課税期間・申告

VAT 登録事業者は、毎月、税額の生じた翌月 15 日までに申告し、納税する。

（5）輸入 VAT 免除（優遇措置）

財貨の輸入する際には輸入 VAT の納付が必要となり、それらを再輸出する企業にとっては輸入 VAT が還付されるまで立替が生じることになる。前述の BOI 投資奨励法の認可を受けると、BOI から関税局に対し保証書が発行され、実質的にこの輸入 VAT 納付が免除となる。

５　特定事業税

金融業を中心とした特定の事業に対しては VAT の代替として特定事業税が課される。総収入に固定税率を乗じて算出する。税率は銀行業及び不動産販売業については 3.3%（国税 3.0%、地方税 0.3%）、生命保険業及び質屋業については 2.75%（国税 2.5%、地方税 0.25%）となっている。VAT と同様、毎月の税額を翌月 15 日までに申告し、納付しなければならない。

６　印紙税

歳入法典に規定されている 28 項目の特定

の事業取引を含む文書や証書（領収書、契約書、株券・証券、手形・小切手等）の作成に際しては印紙税が課される。印紙が適切に貼付されていない文書や証書は民事訴訟の際に証拠として認められない。納付、貼付漏れの場合には200～600％の加算税が課される。

７　物品税（物品税局管轄）

各物品税法に基づき、特定の物品等に対して課される税であり、その税率は、従価又は従量税率のいずれか高い方とされる。納税義務者は製造業者又は輸入業者等であり、納税義務は物品が蔵出しされる時又は通関時に発生する。煙草、酒類、清涼飲料等は工場からの移出前又は通関前に申告し、その他は工場からの移出やサービス提供月の翌月 15 日までに申告し、納税しなければならない。

《物品税課税対象品目》

①燃料油及び石油製品　②清涼飲料　③電化製品　④ガラス製品　⑤自動車　⑥船　⑦香水及び化粧品　⑧娯楽サービス　⑨酒類　⑩煙草や巻煙草　⑪オートバイ　⑫オートバイ　⑬バッテリー⑭トランプ　⑮オゾン層に影響を与える物質　など

８　土地家屋税（地方税）

自己居住以外の用に供されている土地及び建物の所有者は、年間賃貸評価額（見積額）又は実際年間賃貸料のいずれか高い方を課税標準として、12.5％の税率で土地家屋税が課される。市役所又は地区事務所へ毎年２月に申告書を提出する。賦課決定通知の受領後 30 日以内に納税する。なお、王族所有財産、公共目的建物及び宗教上建物は免除されている。

９　地方開発税（地方税）

事業の用に供されていない土地（土地家屋税の対象となる土地は除く）の所有者は、土地評価額を課税標準として、0.25％から 0.95％の税率（地方自治体により異なる）で地方開発税が課される。市役所又は地区事務所へ毎年１月に申告し、4月までに納付する。王族や政府所有の土地、公共・宗教用途に使用されている土地は免除されている。

10　看板税（地方税）

広告等を目的とした、企業の社名、商品名、商標等を載せた看板について、500 ㎠につき 3 バーツ（タイ語表記）、20 バーツ（タイ語と外国語併用），40 バーツ（外国語表記）の税率で課される。

11　加算税・延滞税

個人・法人所得税に係る加算税率は次表のとおりである。減免率とは、脱税の意図がなく調査への協力が良好な場合に限り認められる減免後の加算税率である。納税期限までに納税しなかった場合には、一カ月につき 1.5%の延滞税が課される。

＜調査追徴税額に対する加算税＞

		原則税率	減免率
個人所得税 法人所得税	過少申告	100%	50%
	無申告	200%	100%
VAT	過少申告	100-200%	50-100%以下
	無申告	200%	100%以下

12　その他（資産税制の改正動向）

従来、国内で議論がされてきた資産税（相続税及び贈与税、固定資産税）が導入される見込みである。政治不安を背景に国内で「所得格差是正」の機運が高まっており、その重要政策の一つとして位置付けられている。相続税及び贈与税については、既に閣議決定されており、今後国家立法議会の審議を経て、2015 年 6 月頃施行となる見込みである(18)。現在判明している情報は次のとおりである。

（1）相続税（国税）

納税者は被相続人と血縁関係のある相続人であり、預金、車、証券、土地、建物等登録や補足が確実に行えるものが課税対象資産となる。国外資産は課税対象外である。5,000 万バーツ以上の相続財産に対し、10%の税率が課される。配偶者は相続税が免除される。

なお、非血縁関係の相続人は、相続財産価額が個人所得税の課税所得に合算され、累進税率（5～35%）の課税となる。

（2）贈与税（国税）

生前贈与等で相続税を免れる行為を防止する目的で創設される。納税者は、贈与者と血縁関係にある「受贈者」である。死亡前 2 年内に贈与された相続税対象資産で、1,000 万バーツ以上が課税対象資産となり、5%の税率が課される。なお、非血縁関係の者への贈与は個人所得税が課される。

（3）固定資産税（地方税）

土地家屋税と土地開発税を廃止し、創設される。土地の分配・利用を改善することを目的とし、全ての不動産が課税対象となる。政府により不動産公示価格が算出される予定であり、これが課税基準となる。税率は、土地及び建物等の利用区分に応じて0.4～4%の間で設定される。

Ⅴ おわりに

近年、タイでは社会的弱者の救済、外国からの投資促進、国際的競争力の向上等を目的として、減税施策ばかり目立つが、歳入局は税収拡大を維持している状況であり、ICT を積極的に活用した効率的な税務行政執行が実現していることがうかがえる。また、「コンプライアンス・リスクマネジメント」といった新しい取組も実施されており、組織運営のさらなる合理化が進められていくものと思われる。

国内では国家改革の一環として、「所得格差是正」目的の大規模な税制改革が進められている最中であり、一方で国際的には AEC の発足を 2015 年末に控え、諸制度の整備が急がれている。国家が大きな変革期にあるなか、歳入局が担う責務は重く、また国民からの期待も大きい。私が長期出張として接した歳入局の職員はそのような期待に応えるべく、日々意欲的に業務に取り組んでいた。近い将来に彼らの努力が報われ、大きな実を結ぶことを切に願う。

日本とタイの税務当局との間では、租税条約に基づく情報交換、相互協議の開催、ワークショップや意見交換会の実施等が行われており、既に良好な関係が構築されているといえる。今後、両税務当局間の友好関係が益々促進することを期待する。

---

(1) BOI ウェブサイト Foreign Direct Investment (Annually Statistics)
http://www.boi.go.th/index.php?page=statistics_foreign_direct_investment

(2) 移転価格特別対策チームは 18 名で発足したが、現在では移転価格調査担当チームが約 60 名、APA 専門チームが約 15 名となっている。

(3) 2014 年 11 月 26 日報道資料。タイ工業連盟会長スパン・モンコルスリー氏のセミナー発表資料。

(4) 歳入局ホームページ RD Call Center
http://www.rd.go.th/publish/15110.0.html

(5) Tax Clinic ホームページ
http://taxclinic.mof.go.th/

(6) 歳入局ホームページ 英語版
http://www.rd.go.th/publish/index_eng.html

(7) 歳入局“Annual Report 2013”p.83

(8) 歳入局ホームページ RD Smart Tax
http://rdserver.rd.go.th/publish/rdsmarttax/index.php

(9) 歳入局・前掲注(7)p.79

(10) 歳入局ホームページ Double Tax Agreement
http://www.rd.go.th/publish/766.0.html

(11) 2014 年 6 月 16 日報道資料より。

(12) Departmental Instruction No. Paw 113/2545

(13) 歳入局ホームページ Transfer Pricing

http://www.rd.go.th/publish/fileadmin/download/GUIDANCE-ON-APA-PROCESS-EN.pdf

(14) 歳入局・前掲注(7)p.46

(15) Royal Decree B.E.2557 (No. 576)

(16) Royal Decree B.E.2557 (No. 577)

(17) 2014 年 8 月 20 日の報道より。BOI 事務局長ウドム・ウオンウィワットチャイ氏の発表内容。

(18) 2014 年 11 月 18 日閣議決定（内閣法制委員会事務局の審議済み）。